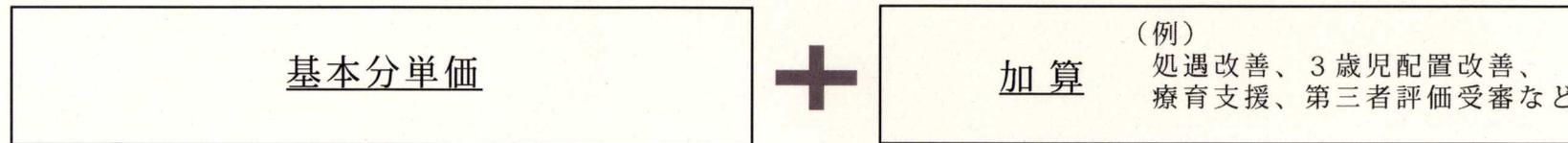


利用者負担額の概要

公定価格について（基本分単価と加算）

- 公定価格は、子ども1人当たり単価として設定されており、「1～3号の子どもの区分」、「定員数」、「年齢」、「施設の所在地（地域区分）」を勘案し、人件費、事業費、管理費などが、各々の程度必要かを評価している。



- 基本分単価は、1～3号の別に設定。幼稚園の1号単価、保育所の2・3号単価、認定こども園は1号部分と2・3号部分とを分けて計算したものを合算している。

※ 単価に含まれる内容は、制度的違い等から、1号、2号、3号で若干異なるが、基本的に同水準。

- 「処遇改善等加算I」は、職員の平均勤続年数（基礎分）、賃金改善等の取組（賃金改善要件分）に応じ加算。賃金改善要件分は、実際に職員給与が5%改善されていることが必要となっている。

加算の要件

- ・賃金改善計画
- ・実績報告



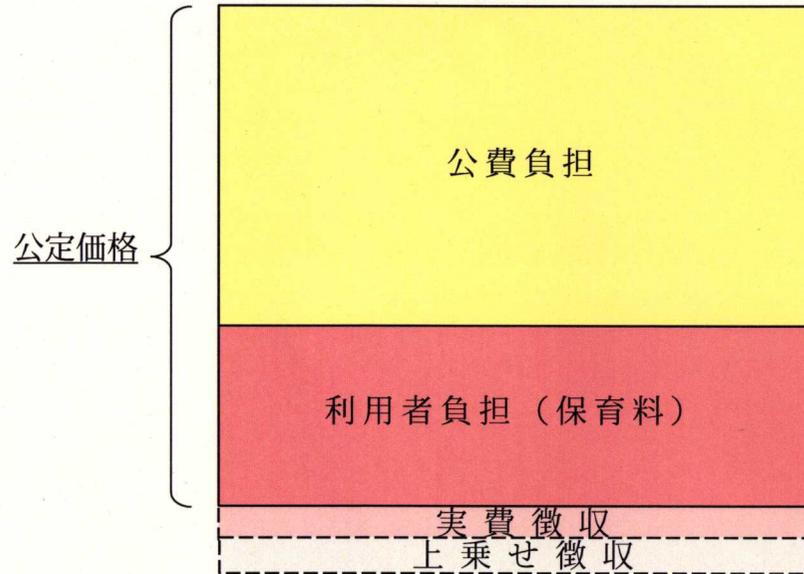
・9割超の事業者が加算を届出

・H24→27にかけ、13%UPが実現※

※H28経営実態調査における私立保育所平均

公定価格について（利用者負担との関係）

財政構造



- 保育料の他、実費徴収（食事提供費用、日用品・文房具等の購入費用等。要事前説明・口頭同意）がある。また、上乗せ徴収（質向上の費用。要事前説明・文書同意）が可能。
- 実費徴収については、生活保護世帯・ひとり親世帯等を対象に補足給付事業を実施。
 - ・食材料費 4,500円（副食費・1号を対象）
 - ・教材費・行事費等 2,500円（1～3号を対象）